

I. 平成 24 年度事業計画（原案）について

日本経済は、昨年 3 月の東日本大震災の発生に伴うサプライチェーンの毀損や電力不足といった大変厳しい供給制約に直面してきたが、企業と国民の比類なき対応力により、経済活動は予想以上の急速なスピードで回復してきた。

然しながら、夏場以降は、欧州情勢の緊張を背景とした海外経済の減速と急速な円高の進展、さらに、タイの洪水という新たな事態も加わるなど、新たな懸念材料が出てきており、わが国の景気の持ち直しテンポは緩やかなものになってきている。

わが国の繊維産業はこの 10 数年にわたり、国内のデフレ経済、円高傾向の中で国内外での厳しいコスト競争に晒されてきているのが実情である。このような環境下の中で、各企業は現況の課題についての対応を進めている。製品の調達については、自社の企画に合うもの、安価で安全、品質の担保等の要件がクリアされれば、日本の産地も含め世界各国も調達先として選択肢に入れた上で展開してきており、国内取引だけでなくアジアを中心とした海外企業との取引が各企業の命題となってきている。

また、今までは、中国を中心としたアジア圏では安価で安全なモノ造りを目指して生産基地として求めてきたが、アジア各国の GDP の予想を超える伸び、旺盛な個人消費力など、各国の経済成長は目覚しく、アジア圏での新しい大きな市場が生まれてきており、各企業とも生産拠点と販売拠点としてのアジア圏戦略を進めている。このように、グローバル経済の範囲は急速に拡大しており、各企業とも世界の中で生きていかなければならなくなった時代に入ってきたといえる。

当協議会では繊維産業の構造改革を推進する役割を担いながら、「取引ガイドライン」（以下ガイドラインという）を策定し基本契約書の締結を踏まえたビジネス展開を行うよう推進してきた。平成 15 年から進めてきた「経営トップ合同会議」では、取引における問題が生じて「ガイドライン」を踏まえることにより、概ね問題解決が図れると判断し、これらを踏まえた上で、「生産供給に関わる情報の共有化」（以下「情報の共有化」とする）についての課題解決と具体策の検討を進めているところである。

「情報の共有化」については、各企業とも多年に亘り、自社の情報基盤整備には多額の投資を行ってきており、尚且つ、自社にとって他社とは違う差別化戦略と有効な情報の解析、生産性の効率アップを目指してきている。「情報の共有化」事業は、現況の経済環境や新たな情報基盤の導入については更なる投資が必要となること等、解決しなければならない多くの課題が存在しているが、「将来最適」を見据え具体策の検討を進めることが重要と考えている。

また、当協議会が進めてきた「ガイドライン」も徐々にではあるが浸透し、企業の社会的責任の下に「取引の適正化」が進んできている。然しながら、「金利引き」を含む「歩引き」等、日本独自の悪しき取引慣行も根強く存在していることも事実である。今後、各企業とも海外企業との取引が多くなると予想されるが、取引のルールは国際標準下での取引であることや、わが国の繊維ファッション産業界のビジネスモデルも変化をしてきていることから、法令で定めている内容等についての検証も必要と考えている。

これらを踏まえ、当協議会では将来を見据え「現在最適」ではなく「将来最適」であることを基軸に、グローバル経済下での取引慣行や生産供給に関わる構造改革の適正化を進めて行く。

II. 事業活動について

1. 生産供給に関わる適正化を目指した構造改革の推進

(1) 「ガイドライン」の普及啓発活動状況について

1) 聴き取り調査の実施

①調査実施時期：平成 24 年 5 月～7 月

②調査目的： ・「ガイドライン」の実践・進捗状況の実態調査

- ・取引に係わる新たな課題の把握
- ・「金利引き」についての実態調査
- ・「統一伝票」の普及状況
- ・その他

③調査対象企業：経営トップ合同会議参加企業（63 社）

2) グローバル経済における「取引の適正化」についての検討

(2) 「生産供給に関わる情報の共有化」事業の推進

「情報の共有化」の具体策を策定するため、国内外での状況について下記の項目の調査を行い、どの情報基盤等が適切か、それに伴う具体的な運用等についての検討を行う。

①国際標準の整理と運用可能性の検討

国際標準と想定するシステムの構成要素やビジネス・フローの検討。繊維業界として、使うことは可能か。乗り越えるべき課題は何か。

②標準といわれるものの整理

③国際標準と想定するシステム構成要素やシステム規格に各社が合わせていく手法の検討

(例) 中小企業は簡易版対応、大企業は各社のシステムを活かした上で翻訳方式での対応⇒ 繊維業界として採用する標準化 EDI 構成要素の国際標準の決定

④標準化システムの維持・管理体制、各国際機関とのコミュニケーション体制の検討。

⑤実運用に向けた実証実験の実施

III. 委員会活動について

委員会の在り方について検討を行い、平成 24 年度からは総務委員会と SCM 推進委員会を統合し、事業計画や SCM 推進に関わる事業等の推進を行う「事業運営委員会」（仮称）として活動を行う。従って、当協議会の委員会は「事業運営委員会」と「取引改革委員会」の二つに集約し、其々の機能と役割を明確にし活動を進める。

1. 事業運営委員会（仮称）の活動について

(1) 平成 24 年度事業計画の実施状況の確認及び次年度事業計画の検討

(2) 広報活動の実施

(3) 各種セミナーの開催

- ・「経営トップセミナー」「法律相談セミナー」「事例研究セミナー」の開催

(4) SCM 構築に向けた情報収集活動の実施

- ・SCM 構築に必要な他団体等の情報化事業の把握及び関連する事業の連携
- ・繊維産業 EDI 標準メッセージの維持管理業務の実施

2. 取引改革委員会の活動について

(1) 「取引ガイドライン」普及啓発活動の実施

- 1) 関連業界団体及び産地・産元企業への「取引ガイドライン」の説明会の実施
- 2) 「取引ガイドライン聴き取り調査」の実施

(2) 生産供給に関する適正取引の推進

平成 23 年度「取引ガイドライン」聴き取り調査結果に基づき、取引上における不公平・不公正な取引慣行の改善及び課題解決に向けた取り組みを押し進めていく。

1) 長年に亘って継続している悪しき取引慣行の見直し、改善に向けた啓発活動を行う

① 「金利歩引き」等を含む全ての「歩引き取引」の全廃

② 不当返品 of 撲滅

③ 支払方法の適正化

現金支払化の推進、手形サイトの短縮化、期日キャッシュ支払期日の改善

④ サンプル費用分担の適正化

⑤ 物流費用分担の適正化

小口配送、遠隔地配送、緊急配送費用

2) 関連する諸官庁及び関係団体との連携を行い取引の適正化を進める

IV. 平成 24 年度組織(案)

